

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成24年8月30日(2012.8.30)

【公開番号】特開2011-19843(P2011-19843A)

【公開日】平成23年2月3日(2011.2.3)

【年通号数】公開・登録公報2011-005

【出願番号】特願2009-169567(P2009-169567)

【国際特許分類】

A 6 3 B 53/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 B 53/04 A

【手続補正書】

【提出日】平成24年7月12日(2012.7.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

次に、図1及び図3を参照して、仮想面S1は、ゴルフクラブヘッド10をその規定ライ角、規定ロフト角で接地面に接地させたときに図3の点P2を含む鉛直面であって、飛球線方向と直交する鉛直面である。ここで、飛球線方向は、フェースセンタFCにおけるフェース部11の法線を含む鉛直面に含まれる水平方向とする。フェース-バック方向は飛球線方向と平行な方向とし、トウ-ヒール方向はフェースバック方向と直交する方向とする。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

図1において、距離W1は、仮想面S1と、領域RG2の最もフェース側の点を含み、かつ、仮想面S1と平行な面との間の距離とする。距離W2は、領域RG2の最もフェース側の点を含み、かつ、仮想面S1と平行な面と、領域RG2の最もバック側の点を含み、かつ、仮想面S1の平行な面S2との間の距離であり、これを領域RG2のフェース-バック方向の長さとする。距離W3は、仮想面S1から腹の位置ANへの垂線の長さである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0027

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0027】

各領域、部分の厚みは以下の通りである。

領域RG1T : 1.4mm

領域RG1H : 1.4mm

領域RG2T : 0.6mm

領域RG2H : 0.7mm

領域 R G 3 : 1 . 3 m m
領域 R G 4 F : 1 . 3 m m
領域 R G 4 B : 0 . 7 m m
領域 R G 5 F : 1 . 1 m m
領域 R G 5 B : 1 . 1 m m
フェース部 : 3 . 0 m m
クラウン部 : 0 . 7 m m

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 2 8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 2 8】

図5(A)は、ゴルフクラブヘッド#1～#7の距離W1乃至W3を示している。距離W1はゴルフクラブヘッド#1で最も長く、ゴルフクラブヘッド#7で最も短い。従って、ゴルフクラブヘッド#1は、相対的に領域RG1、RG4F及びRG5Fの面積が大きくて領域RG2、RG4B及びRG5Bの面積が小さく、ゴルフクラブヘッド#7は、相対的に領域RG1、RG4F及びRG5Fの面積が小さくて領域RG2、RG4B及びRG5Bの面積が大きい。